

2005.5.24. 第2号



地域づくりコミュニケーション
— 農村振興局メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◇ 目次 ◇◇

- 農村における資源保全施策について（その2）
 - ◆ 困難に直面する農地・水・環境の保全
 - ◆ ご質問等への回答（資源保全施策）

- 元気な地域づくり交付金について（その2）
 - ◆ 地域の創意工夫と多様な活動主体による「元気な地域づくり」
～ 交付金の申請手続きについて ～
 - ◆ ご質問等への回答（元気な地域づくり交付金）

- 農村における資源保全施策について（その2）
 - ◆ —困難に直面する農地・水・環境の保全—

前号では、農地や農業用水等の資源が社会全体の大切な財産であり、これらを健全な姿で次世代に継承していく新たな仕組みを検討していることについてご紹介させて頂きました。

なぜ新たな仕組みの検討が必要になっているのか。農村や資源をめぐって、例えば、次のような状況があります。

（1）農家の高齢化

我が国全体に少子・高齢化の波が押し寄せ、近い将来、人口減少の時代が到来すると言われる中で、農家の年齢構成はおよそ20年も先回りして高齢化が進んでいるというデータがあります。

（2）農村地域の混住化

農村に住む農家以外の方の割合の増加—いわゆる混住化—が進行しています。いまやその割合は全国平均で約9割にも達し、かつては農家の営みそのも

のであった集落の行事や共同作業も細々としたものになりつつある地域が多いのではないのでしょうか。

（３）農家が抱く将来の不安

昨年、農林水産省が全国約３千人の農家を対象に行ったアンケート調査では、約８割の方が、農地、農業用水、農道などの資源を将来にわたって維持し続けることが「難しくなる」と回答しています。いまは何とか自分が踏ん張っているけれど、５年先、１０年先は大変不安だというのが多くの農家の方の声ではないのでしょうか。

（４）国民の農村に対する期待

農村の豊かな自然環境や心安らぐ風景に癒しを求めるなど、農村に対する国民の期待が高まっています。ところで、農村のこうした自然や景観に無くてはならないものは何でしょうか。緑の農地や水、そしてそこで農業が営まれていることではないのでしょうか。

（資源や環境をめぐる現状に関する参考データ）

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/kikakubukai/24/02-1.pdf

http://www.maff.go.jp/www/chiki_joho/cont/20050215cyosa.pdf

農地や農業用水などの資源を守る農村の地域共同活動を、それぞれの地域が、環境の保全などへの期待にも応える形で立て直す—このための施策が国民的な視点からも必要ではないかというのが、私たちの考えです。

皆様の地域ではどうでしょうか？ここに挙げたような全国的・平均的なデータでは、物語るができない様々な現実がそれぞれあるのではないのでしょうか。

資源や環境の保全をめぐる現状や課題など、地域の様子を是非お聞かせ下さい。次回は、このような現状を踏まえて現在検討している新たな資源保全施策のイメージについてご紹介したいと思います（続く）。

◆ ご質問等への回答（資源保全施策）

<県単位でつくられている棚田保全のボランティアグループのことはご存じですか？これらのグループの経験を詳しく知ることが、何かのヒントになるかも知れないと思います>

貴重なご意見ありがとうございました。

農村振興局では、新たな資源保全施策を、地域の創意工夫が活かされる実効あるものとなるよう検討していきたいと考えています。

その意味で、お教えいただいた棚田保全ボランティアのような取組には、たしかに多くの示唆が含まれていると、あらためて感じ入った次第です。例えば新潟県の「E C H I G O 棚田サポーター」の取組などは、官民一体となった活動が功を奏している優良な事例として、私たちも注目しています。

今後もこうした事例を十分参考にしていきたいと思いますので、「この地域のこの活動を見てごらん」といった例がありましたら、また是非、ご紹介下さいますようお願いいたします。

■ 元氣な地域づくり交付金について（その2）

◆ 地域の創意工夫と多様な活動主体による「元氣な地域づくり」 ～ 交付金の申請手続きについて ～

従来の補助金は、各事業ごとに手続きが定められ、それぞれのルールに従って申請する必要がありました。ですから、補助金の種類だけ計画策定→交付申請→事業実施→実績報告といった一連の事務が生じることとなり、地域の大きな負担となっていた面もありました。

交付金化に伴い、こうした補助金ごとの事務はすべて統合し、複数の事業を登載した一本の計画を策定して承認を受ければ事業が実施できるようにしたこと、また、交付申請等の事務も一元化したことにより、大幅な負担軽減を図りました。

この計画は、「元氣な地域づくり計画」（以下、「地域計画」）と名づけ、地域の3～5年後のめざす姿と自ら設定する数値目標、及びその達成のために必要な事業を盛り込みます。

地域計画は、原則として市町村長が策定することとしています。地域の全体的な振興方向を描くことは、基本的には地方公共団体の業務であるという考え方に基づいているからです。ただし、地域活性化には、多くの主体による創意工夫や多様な活動・事業が必要とされることから、市町村は他の事業主体の活動・事業計画も含めて、地域計画を策定することができます。

また、地域計画の策定に当たっては、行政機関だけの計画とならないよう、関係団体はもとより、生産者や地域住民の意向を踏まえて十分に議論し、内容に反映させることが重要ですが、こうした観点から、計画策定のプロセスにお

ける住民等の関与を促しているところです。

こうして策定された地域計画は、都道府県知事が承認して交付金の交付を受けることとなります。各地域への配分は都道府県の裁量にまかされていますが、各都道府県へは、各地域の成果指標を元にしたポイントと、都道府県が各地域へ加算したポイントにより配分されます（続く）。

◆ ご質問等への回答（元気な地域づくり交付金）

<県による地域産業振興のアドバイザー派遣にも活用できますか？>

県が実施主体となった新たな加工品の製造や販売システムの構築などのアドバイザーの派遣はコミュニティビジネス支援の対象になるのかの質問がございました。

本交付金は都道府県が事業主体となるメニューもあるのですが、コミュニティビジネス支援に対しては、コミュニティビジネスが地域密着で行われることから、事業主体を市町村、農業協同組合、農業法人、NPO法人として、都道府県が事業主体となることは想定していないところです。市町村が招へいするアドバイザー経費や、アドバイザーの指導を踏まえた調査等を実施する際に本交付金の活用は可能ですので密接な連携をして頂ければと存じます。

<地域で田舎住まいを支援するNPOに対する支援はできないか？>

本交付金では、都市農村交流を目的として、NPOが市町村と連携しながら行う取組については、支援の対象としています。例えば、定住に向けて、その地域をよく知ってもらうために、滞在型市民農園を整備したり、農業体験を行うなどの取組を行う場合は、支援の対象となります。地方への円滑な移住にあたっては、移住を希望している方々に地域を良く知ってもらうため地域との交流を進めていただくことが重要ですので、この観点で本交付金を活用いただければと考えます。

地域との交流の観点が含まれないと本交付金の既存メニューでの対応は難しいと考えますが、間もなく団塊の世代が定年を迎える、いわゆる2007年問題に向けた対応を講じていくことは非常に重要な課題であり、今後、移住支援の取組についても本交付金などで対応できるようにできないか検討を行っていきたいと考えています。

<NPOが単独ではできないPR活動への支援、例えば、全国的な団体が年数

回の新聞首都圏版の枠の確保を行い、その枠を各NPOに提供することはできないか？>

NPOが都市の方達に対して、農業や農村の魅力を情報発信していくことは、都市農村交流を図る上で非常に重要です。本交付金では、このような情報発信をどのように行えば効果的か検討する取組などについても支援の対象としており、地域それぞれアイデアを出して活用していただければと思います。

一方、全国的な団体が首都圏の新聞の枠を確保するために本交付金を利用することは、本交付金は地域毎の主体的な取組を支援するものであることから難しいと考え、各地域が連携・工夫して対応いただけないかと考えます。

なお、財団法人「まちむら機構」においては、グリーン・ツーリズム関連の取組について、定期刊行物やHP（<http://www.furusato.or.jp/>）による情報発信を行っていますので、その中で、情報発信ができないか、お問い合わせいただければと思います。（問い合わせ先：(財)まちむら機構 情報交流推進部 03-3548-2716）

◆◇ お知らせ ◇◆

～「立ち上がる農山漁村」の募集～

「立ち上がる農山漁村」は、農林水産業を核とした元気な地域づくりの先進的取組を全国に紹介し、こうした取組を広げていくため、平成16年度から政府が進めている活動です。「立ち上がる農山漁村」に選定された事例は、政府関係者や有識者会議委員が現地を訪れての意見交換やアドバイスを受けて、政府広報やシンポジウム、物産展などを通じPRが出来ます。

今年度はこうした取組をさらに広げるため、公募の形で事例を募集・選定をしたいと思っております。これを当メールマガジン読者の皆様にも紹介したく存じますので、勝手ながら資料を送付させていただきますが、ご覧いただければ幸いです。

「立ち上がる農山漁村」は、HP（<http://www.maff.go.jp/tatiagaru/newpage9.htm>）で紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

◆◇ 編集後記 ◇◆

今回は、双方向のコミュニケーションのかたちとして、頂いたご質問・ご意見への回答も施策紹介と併せて行いました。このほかにもご質問を頂いているのですが、順次掲載するよう努めますのでご理解頂きたくお願いします。

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◆

ご意見等ございましたら、下記編集発行先にメールにてお寄せ下さい。本メールマガジンを職場等で回覧して、ご意見や現地情報を取りまとめて当方にご提供いただく取り扱いについてご質問がありましたら、そのような対応をして頂けると大変ありがたく思いますのでよろしくお願いします。

なお、無断転載はご遠慮願います。

◆◇ 編集発行 ◇◆

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策課

(担当) 矢野 TEL:03-3502-0030 E-mail:nouson_mm@nm.maff.go.jp
